

各都道府県防災担当課長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

災害応急対策を継続するための可搬式の燃料給油機の活用について（通知）

大規模災害が発生した場合には、迅速・的確な災害応急対策が求められるため、地方公共団体においては、災害応急対策を継続して行うことができるよう、災害発生時の燃料確保・供給体制を構築することが必要です。

令和 6 年能登半島地震においては、地震等の影響により、ガソリンスタンドが営業困難な状況となり、災害応急対策を行う車両に必要となる燃料が不足する等の課題が生じたところです。

各都道府県防災担当課長におかれましては、災害発生時の燃料確保・供給体制を構築するため、下記を参考に、可搬式の燃料給油機の整備を進めていただくとともに、貴都道府県内の市町村に対して周知及び適切に助言していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 災害応急対策を継続するための可搬式の燃料給油機の整備について

(1) 可搬式の燃料給油機について

可搬式の燃料給油機は、ガソリンスタンドが災害等で使用困難な場合等に、燃料を積んだタンクローリーと直結し、災害応急対策を行う車両への給油を可能とする燃料給油機であること。

(2) 運用体制の構築等

可搬式の燃料給油機の活用にあたっては、関係機関との協定締結等による運用体制の構築に努めること（運用のイメージは別紙を参照すること）。

また、年に 1 度は訓練等で活用し、災害時に円滑に活用できるよう、関係する職員等の対応力向上に努めること。

(3) その他

可搬式の燃料給油機の取り扱いについて、別添「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成 30 年 12 月 18 日付け消防危第 226 号消防庁危険物保安室長通知）の内容を参考とすること。

2 可搬式の燃料給油機の整備に係る地方財政措置について

(1) 地方財政措置及びその対象となる可搬式の燃料給油機

地方公共団体が災害応急対策を継続するために運用する可搬式の燃料給油機の整備について、次の内容を全て満たす場合に、令和7年度から緊急防災・減災事業債の対象となります。

- ① 地方公共団体が実施する災害応急対策に係る用途に供するものであること
- ② 地方公共団体の防災部局が整備・管理・運用するものであること
なお、災害発生時に、防災部局の差配の下、各種災害応急対策を実施する他の部局が運用することは差し支えない
- ③ 地方公共団体において、可搬式の燃料給油機の活用に係る具体的な運用方法や運用体制について定めること

(2) 可搬式の燃料給油機整備・運用事業計画の提出

全国各地で頻発する災害の発生に備え、各地方公共団体が整備・運用する可搬式の燃料給油機に係る計画（別添）を消防庁国民保護・防災部防災課に提出し、2（1）に示す内容を満たすことの確認が取れたものについて、緊急防災・減災事業債の対象とします。

なお、防災課の同計画の確認には1か月程度を要することから、各地方公共団体におかれては、総務省への起債届出・協議等を踏まえ、期間に余裕をもって提出していただきますよう留意願います。

詳細は、毎年度別途通知する「緊急防災・減災事業債における災害応急対策を継続するための可搬式の燃料給油機に係る事業の取扱いについて」をご参照ください。

担当 消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策専門官 木村（聖） 震災対策係 木村（将）、三原、青木 電話：03-5253-7525
--

○可搬式の燃料給油機について

ガソリンスタンドが使用困難な場合等に、地方公共団体が石油商業組合等と協力し、可搬式の燃料給油機を、被害状況に応じた場所へ設置し、燃料を積んだタンクローリーと直結することで給油が可能



【可搬式の燃料給油機】



【災害応急対策を行う車両へ給油】

○可搬式の燃料給油機の運用イメージ

①災害発生に伴う可搬式の燃料給油機による給油の実施決定

津波等によりガソリンスタンドが被災し、救助車両や災害対策拠点の非常用発電機へ給油困難な事態が発生。地方公共団体は可搬式の燃料給油機による給油場所の開設を決定。

②燃料の確保

災害時応援協定等に基づき、地方公共団体が石油商業組合等の関係機関へ燃料及びタンクローリーの手配を要請

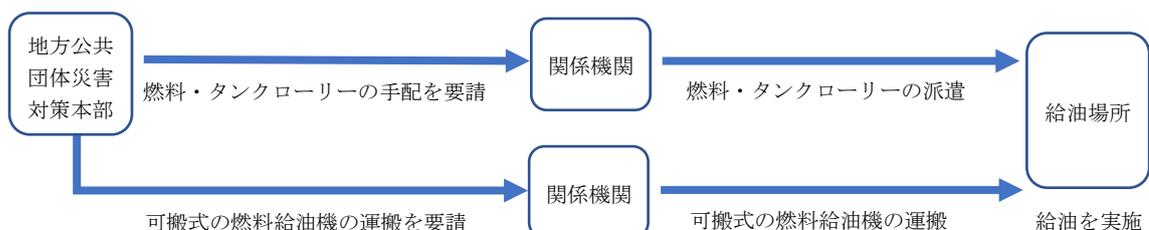
③可搬式の燃料給油機の運搬（備蓄倉庫⇒給油場所）

災害時応援協定等に基づき、地方公共団体がトラック協会等の関係機関へ運搬を要請

④給油の実施

救助車両等へ給油を実施。

※②のタンクローリー運転手（危険物取扱者）が立ち会い、給油作業の監視監督を行う。



可搬式の燃料給油機整備・運用事業計画

別添

消防庁国民保護・防災部防災課 宛

都道府県	市区町村
〇〇県	□□市

緊急防災・減災事業債における地方公共団体が災害応急対策を継続するために整備する可搬式の燃料給油機について、下記のとおり整備・運用事業計画を提出します。

1. 目標

地方公共団体が災害応急対策を継続して行うことができるよう、計画的に可搬式の燃料給油機を整備することで、災害発生時の燃料確保・供給体制の構築に寄与する。

2. 計画の範囲

●●県の可搬式燃料給油機の実備、運用体制及び運用方法に関すること。

3. 他計画等との関係 (※位置付けがあれば記載し、該当部分の写しを添付すること)

- 県地域防災計画や●●県災害対応マニュアル等に当該燃料給油機の実備・運用に関する内容を位置付けている。
- 今後、●●県地域防災計画や●●県災害対応マニュアル等に当該燃料給油機の実備・運用に関する内容を位置付ける予定としている。

4. 可搬式の燃料給油機の実備予定 【実備予定の燃料給油機の資料を別に添付すること】

No.	都道府県	市町村	台数	所有・管理部署	実備予定年度・時期	事業費(千円)	財源
1	●●県	●●市	1	●●部●●課	R7.12	10,000	緊急防災・減災事業債
2							緊急防災・減災事業債
3							緊急防災・減災事業債

※必要に応じ適宜行を追加すること。

5. 災害時の運用 【発災時の具体的な運用体制・方法を示す資料を別に添付すること】

- 災害応急対策を行う車両への燃料供給に活用する。
- 他の地方公共団体への広域的な応援にも活用する。
- 燃料及びタンクローリーの給油場所への手配について、関係機関との協定等により実施する。
(協定等の締結先を記載してください。例：●●石油商業組合)
↳ ※未チェックの場合、燃料及びタンクローリーの手配方法について、具体的に記載すること。
()
- 可搬式の燃料給油機の給油場所への搬送について、関係機関との協定等により実施する。
(協定等の締結先を記載してください。例：●●トラック協会)
↳ ※未チェックの場合、燃料及びタンクローリーの手配方法について、具体的に記載すること。
()
- 可搬式の燃料給油機の取り扱いについて、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成30年12月18日付け消防危第226号消防庁危険物保安室長通知)の内容を参考としている。

6. 防災訓練等での活用 (※ 該当する項目にチェックの上、適宜記載を修正すること。)

- 例年実施している●●県総合防災訓練で可搬式の燃料給油機を活用した訓練メニューを実施。
- 年に●●回、関係機関と連携し、運用手順の確認を実施。
- その他 ⇒具体的に記載= ()
 ※少なくとも年に1度は訓練等で活用し、災害時に円滑に運用できるよう、関係する職員等の対応力向上に努めること。

別添

消 防 危 第 226 号

平成 30 年 12 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別添のとおり送付しますので、執務上の参考と
してください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消
防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるよう願
いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言と
して発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：池町係長、大津事務官

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

(危険物の仮取扱い関係)

問 管内事業者より、災害時に周辺の給油取扱所において燃料供給が困難となった場合に、消防法第 10 条第 1 項ただし書きに基づく仮取扱いにより自動車への給油等を行うための実施計画（詳細は別紙参照）について相談を受けた。

仮取扱いの形態としては、危険物の流出防止対策を施した場所において、可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続し、危険物取扱者免状の保有者が当該給油設備を用いて自動車への給油又は容器への注油を行うとのことである。また、当該給油設備（本体及び付属する接地導線や電源ケーブル等）は、給油取扱所の固定給油設備と同等の性能を有するものとして第三者機関による性能評価を受けたものを用いるとのことである。

本件について、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（平成 25 年 10 月 3 日消防災第 364 号・消防危第 171 号、別紙 1。以下「ガイドライン」という。）に照らして検討したところ、ガイドライン第 1 の 1（共通対策）に示されている措置は講じられており、ガイドライン第 1 の 2（危険物の取扱い形態に着目した特有の対策）に例示されている内容とは異なるが、本件の形態に即して必要な安全対策は講じられていると考えられることから、仮取扱いを認めることとして差し支えないか。

答 差し支えない。

災害時に可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して給油等を行うための 仮取扱いの実施計画について

1 仮取扱いの概要

災害時に周辺の給油取扱所において燃料供給が困難となった場合に、消防法第10条第1項ただし書きに基づく仮取扱いにより自動車への給油等を行うことを目的とするものである。

本計画における運用形態として、平時は可搬式の給油設備等の資機材を倉庫等に保管しておき、災害時に当該資機材を自動車が出入りするために十分な広さを有する空地に設置して、給油設備に移動タンク貯蔵所の注入ホースを緊結し、給油設備を用いて自動車への給油又は容器への注油を行うものである。

2 ガイドライン第1の1（共通対策）に係る安全対策

(1) 危険物の給油場所

危険物を取り扱う場所は屋外とする。また、給油場所の位置は、危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号の規定の例により、周囲の建築物等から距離を保つものとする。

(2) 保有空地の確保

給油場所の周囲に、6mの幅の保有空地を確保する。保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地の状態を確保する。

(3) 標識等の設置

見やすい箇所において、危険物の仮取扱いを行う場所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項（危険物の品名・数量・倍数、「火気厳禁」及び「給油中エンジン停止」の注意事項）を掲示した掲示板を設け、関係者に注意喚起を行う。

(4) 流出防止対策

給油場所は、コンクリート又はアスファルトで舗装された平坦な地盤面に設けるものとし、給油設備及び移動タンク貯蔵所の設置場所を包含するように漏えい防止シートを敷くとともに、簡易の防油堤を周囲に設置する。また、危険物が流出した場合の応急資機材として、吸着マット等を用意する。

(5) 火気使用の制限

給油場所及び保有空地における火気使用を禁止する。

(6) 電気火災対策

給油設備及び移動タンク貯蔵所のアースを確保する。この場合において、接地導線については、保有空地外に設置する。

給油設備の電源は、保有空地外の発電機又は常用電源を用いる。

危険物を取り扱う作業者は、静電安全作業服及び静電安全靴を着用する。

(7) 消火設備の設置

第五種消火設備（10型粉末消火器）を3本以上設置する。

(8) 取扱い場所の管理

作業に関係がない者の出入りを適切に管理する。特に、給油場所への不特定の者の立入

りを厳に禁ずる。

(9) 危険物取扱者による取扱い

危険物の取扱いは、危険物取扱者免状の保有者が行う。

(10) 二次災害の発生防止

危険物の流出、車両による事故、危険物の取扱い作業中における余震等が発生した場合や、避難勧告が発令された場合等の対応について、予めマニュアルを定め、作業員への教育訓練を行う。

(11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

給油設備のほか、漏えい防止シート、消火器、吸着マット等の必要な資機材を予め確保し、倉庫等の安全な場所で保管する。

3 本計画の取扱い形態に応じた対策

(1) 給油設備は、危険物の規制に関する規則第 25 条の 2（固定給油設備等の構造）の規定に準ずる構造のものとする。

(2) 給油設備及びその架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全性を有するものとする。また、架台には車両の衝突を防止するためのポール等を設ける。

(3) 移動タンク貯蔵所 1 台につき、貯蔵する危険物はガソリン、灯油又は軽油のいずれか一油種とする。

また、危険物の取扱い作業後において、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び給油設備内の危険物を携行缶等に排出する際の吸気に供するため、移動貯蔵タンクのタンク室の 1 つは空室にしておく。

(4) 危険物の取扱い作業の前後に点検を行い、その結果を記録し、保管する。なお、危険物の取扱い作業前の点検の際には、(3)に掲げる移動貯蔵タンクにおける危険物積載状況についても確認を行う。

(5) 給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視を行う。

(6) 夜間等、給油業務が終了した後は、移動タンク貯蔵所を常置場所等に移動させる。

災害時に可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して給油等を行うための仮取扱いに係るレイアウト(イメージ)

